

ピオ6世期ローマの小麦供給政策

—18世紀後半のアンノーナの推移との関連で—

大西 克典

序

1. アンノーナの職務
2. 1763年以後の変化
3. ピオ6世期の小麦供給政策

結論

序

近世イタリア諸都市の穀物供給体制は都市内部の穀物市場を統制・操作することで穀物価格を安定させると同時に、都市周辺の農村部をも自らの支配下に置き周辺地域の農業にも強い影響を与えていたと言われている。こうした穀物供給体制を担った機関は、アンノーナ(Annona)、グラーシャ(Grascia)、アボンダンツァ(Abbondanza)と呼ばれ、近世を通じて都市行政及び国政上重要な地位を占め続けていた。

だが、18世紀後半にイタリア諸国で行われたいわゆる「啓蒙改革」の一環としてこうした穀物供給体制は相次いで改革・廃止されていく。トスカーナ大公国では1775年に穀物の輸出入を自由化しており、ロンバルディア公国でも1786年に同様の措置が取られている。またナポリ王国でも1780年代に穀物管理制度の改革の試みが行われている¹。

それに対し、本稿で取り扱うローマの小麦供給体制は18世紀の後半を通じて維持された特異な例として知られ、またその制度は近世イタリア諸都市の中でも特によく整備されていたとされている²。本稿が数あるイタリア諸都市の中からローマを分析の対象としたのはこのためである。こうした小麦供給体制を管轄していたアンノーナと呼ばれる機関は、後述するようにローマの小麦供給に重要な役割を果たしており、ローマの都市行政ばかりか教皇国家全体にも大きな影響を与えていた重要な機関である。

ローマの小麦供給体制についての研究は、当初18世紀後半にイタリア諸国で行われた「啓蒙改革」の一環として小麦供給体制を取り上げる研究がほとんどだった。エンツォ・ピシティッリ(Enzo Piscitelli)³やフランコ・ヴェントゥーリ(Franco Venturi)⁴さらに1980年代に入ってもニコラ・ラ・マルカ(Nicola La Marca)⁵がこうした視点からローマの小麦供給体制の改革を論じている。こうした研究者たちは18世紀後半を非効率的なアンノーナが廃止されていく過程として捉えており、とりわけ1782年のフォルニ・デチナンティ解放の布告と1783年のアグロ・ロマーノ耕地拡大の勅令を根拠にピオ6世の時期をベネデット14世の打ち出したアンノーナ廃止の試みを大きく前進させた時期としている。だが、これらの研究は当時の著作家の主張に沿ってアンノーナを自由な経済活動を妨げる非効率的な機関であると否定的に解釈し、全般に現実の社会や経済に対する分析が乏しかつた。

既存の小麦供給体制を否定的に見る見方に対して、1970年代以降小麦供給体制を経済的視点から検討する研究が現れる。ジャック・ルヴェル(Jacques Revel)は周辺地域からの小麦調達や都市内部における分配といったアンノーナの各側面を数量的に分析し、18世

紀後半の飢饉と小麦価格の上昇に対応していく過程でアンノーナは多額の負債を抱え破綻に至ったと説いている⁶。また彼は1782年のフォルニ・デチナンティ解放の布告に関する従来の解釈を批判し、1782年の布告はアンノーナの維持を企図したものであると唱えた。ルヴェルの研究は今日でもなお基本文献である。近年ではルヴェルの研究の成果を補強する形で、ドナテッラ・ストランジョ(Donatella Strangio)がローマ市内における統制の部分的緩和が1780年代から1790年代にかけてアンノーナを維持するために行われていたとする研究を公表している⁷。だが、ルヴェルやストランジョはピシテッリらの1782年の布告に対する解釈には異議を唱えているものの、ピオ6世期を改革期とみなすもう一つの論拠である1783年の勅令に関しては詳細な分析を加えていない⁸。

したがって本稿では、しばしば教皇国家における「啓蒙改革」の時期とされ、アンノーナの廃止の端緒とも目されるピオ6世の時代の小麦供給政策をアグロ・ロマーノの耕地拡大を命じた1783年の勅令を中心に据えつつ検討していきたい。だが、予め断っておかなければならないが、本稿はルヴェルの提示した枠組みに異を唱えるものではない。むしろ1783年の勅令の分析を通じて彼の提示した枠組みを補強することを目的としている。

第1章では18世紀半ばにおいてローマの小麦供給を担ったアンノーナが具体的にどのような方法でローマの小麦需要に応えていたのかを検討し、第2章では18世紀後半に頻発した飢饉と小麦価格の高騰に対してアンノーナがどのように対応したのか、またその対応によってアンノーナの職務と財政がどのように変化したのかを見ていく。そして第3章では、ルヴェルの分析していない1783年の勅令の内容とその結果を主に検討しつつ、ピオ6世期の小麦供給政策を検討していく。

また、本稿ではニコラ・マリア・ニコライ(Nicola Maria Nicolaj 1754-1833)が1803年にローマで出版した『ローマの田園とアンノーナについての覚書、法律そして省察』(Memorie, leggi ed osservazioni sul campagna e sull'Annona di Roma)という史料を用いる。この本はアンノーナ関係の法令の採録、著者自身の覚書そして小麦供給に関するデータなどからなっている⁹。著者のニコライは農業の専門家であり、ピオ6世とピオ7世に仕えた。ニコライはアンノーナを自由な経済活動の障害と捉えアンノーナの廃止を支持しており、この意味でニコライの立場は18世紀後半の著作家たちと大部分共通している。しかし、ニコライはピオ6世の下ローマ周辺の干拓事業に関するなど18世紀末から19世紀初めにかけてローマの小麦供給に直接関わった人物であり、特に18世紀の後半についての批評は同時代人の見た小麦供給体制の推移と崩壊の記録として貴重である¹⁰。以上のような点を踏まえつつ、主にニコライの整理したデータと彼の採録した法令そして彼の批評・覚書を使用する¹¹。

1. アンノーナの職務

アンノーナとはローマへの小麦供給及び市内での流通・配分を監督する機関であり、16世紀から17世紀にかけてローマの都市行政権を教皇国家が担っていく過程の一端として誕生した¹²。1512年カメリレンゴ(Camerlengo)の下に初めてアンノーナ長官(Prefetto

dell'Annona)が置かれ、1572 年にはアンノーナ長官の下で働くトリブナーレ・デッランノーナ(Tribunale dell'Annona)が設置されている。アンノーナ長官は教皇が直接任命するが、実質的には教皇国家の財務を担うカ梅ルレンゴに直接帰属していた。そのためアンノーナは、カ梅ルレンゴの下で教皇国家一般の財政を担当する機関カメラ・アポストリカ(Camera Apostolica)からは独立した存在であり、アンノーナ独自の財源を持っていましたと言わわれている¹³。

18 世紀半ばのローマの人口は約 15 万人であり、18 世紀を通じて漸増傾向にある¹⁴。また、1700 年におけるローマ市民の食料品消費の中でも小麦は重要な位置を占めており、この重要性は 18 世紀を通じて変わることなく維持されている¹⁵。このため小麦の供給を維持し、また都市内部での流通・分配を安定させるアンノーナの職務はローマにとって決定的な重要性を持っていたと言える。

本章では、このアンノーナが 18 世紀の半ばにおいて、どのようにローマの小麦供給に関わっていたのかを、周辺地域への統制とローマ市内部における統制の二側面から検討していきたい。

(1) 周辺地域への統制

アンノーナの統制下にあるローマ周辺の地域はアンノーナ管轄地域(Provincie annonarie)と呼ばれる。アンノーナ管轄地域は、一般にローマに近接するアグロ・ロマーノ(Agro Romano)とそれ以外のディストレット(Distretto)とに区別され、後者に含まれるのはパトリモニオ(Patrimonio)、カンパニヤ(Campagna)、マリッティマ(Marittima)そしてサビーナ(Sabina)の諸地域である¹⁶。つまりローマを中心に、東はリエーティ(Rieti)まで西はティレニア海に至り、北はトスカーナ大公国と、南はナポリ王国と国境を接する一帯がアンノーナ管轄地域と呼ばれる地域なのである。アンノーナ管轄地域では、ローマでの需要を反映して早くから小麦栽培が支配的である¹⁷。同地域で収穫された小麦は、1744 年から 1797 年にかけてローマに供給された小麦の 70 パーセント以上を占めており¹⁸、この地域がローマの小麦供給に欠くことのできない重要な地域であったことに疑問の余地はない。そのため、この地域で収穫された小麦を効率よくローマに集めることはアンノーナの伝統的かつ最も重要な業務の一つとされている。ここでは、アンノーナがアンノーナ管轄地域における小麦の生産と流通をどのように把握し、統制していたのかを見てみたい。

アンノーナ管轄地域内の全小麦生産者は、1 月には播種面積をアンノーナに申告するよう義務付けられており、アンノーナはこの申告に基づいて最初の収穫見通しを立てる。また小麦収穫後には、アンノーナは生産者にアッセーニャ(Assegna)という書類を提出するよう求められる。アッセーニャには小麦をはじめとする穀物の収穫量のほか、前年の穀物消費量、その年の播種穀物消費のために必要な量、穀物の貯蔵場所、さらに家族構成が記されており、一般に 8 月 15 日までに提出することが義務付けられていた。アンノーナはこれらの申告を基にして毎年の収穫量およびアンノーナ管轄地域からローマへ供給される小麦の量を把握することができたのである¹⁹。

アンノーナ管轄地域内で収穫された小麦は、原則として輸出や移出は認められず、同じ領域内での取引も禁じられていた²⁰。この規定を遵守させるため、アンノーナは 17 世

紀以来アンノーナ管轄地域全域に役人を派遣し監視させていた²¹。こうした規制のため、アンノーナ管轄地域で収穫された小麦は播種用に必要な量と在地での消費に充てられる分を除いて、基本的にはローマに送られた。1744年から1752年の間を例に取ると、アンノーナ管轄地域での平均収穫量は345544rubbiaであり、そのうち250115rubbiaが播種・在地消費に充てられている²²。ただし小麦以外の穀物が在地で消費されているので、小麦の実質的な播種・在地消費は222841rubbiaとなり、計算上は129003rubbiaがアンノーナ管轄地域からローマに送られたことになる²³。

もちろん、全ての小麦がローマに送られたわけではなく、例外も存在する。一部の人々に対してはトラッタ(tratta)と呼ばれる輸出・移出許可状が交付され、一定量のみ輸出・移出が認められている²⁴。また、小麦を実際に生産する地方からの反発や小麦価格の高騰を狙って商人が地方に小麦を隠匿する例もしばしば見受けられた²⁵。

しかしながら、飢饉時に周辺地域からローマへ一時的な人口流入が起きている点や、飢饉時のローマの小麦価格が周辺地域の小麦価格よりも低いという例が示すように²⁶、アンノーナは周辺地域における小麦の隠匿や地方間の取引を避け、アンノーナ管轄地域での収穫をローマへ集中させることにある程度成功していたと考えられる。

(2) 都市内部における統制

都市ローマ内部でのアンノーナの業務の目的は、小麦市場を安定させ、生産変動からローマの都市民を保護することであったといわれる。この目標を実現するため、アンノーナは市場に間接的に介入する手段と、アンノーナ自身が直接市場に介入する手段の両方を併せ持っていた。ここではアンノーナがローマの小麦市場に介入する手段を見ていきたい。

まず、間接的な市場介入の手段から見ていきたい。アンノーナはローマに持ち込まれた小麦の生産地・量等を入市の際に調査している。この調査によれば、18世紀後半にローマ市内に持ち込まれた小麦の70パーセント以上はアンノーナ管轄地域産であり、残りの大部分は、マルケ(Marche 7.82%)、モナタルト(Monatalto 6.08%)そしてロマニヤ・フェッラーラ(Romagna-Ferrara 0.95%)などの教皇国家内の他地域から持ち込まれたことが分かる。さらにアンノーナは4ヶ月ごとに市内に貯蔵されている小麦の量を調査している他、市内における私的小麦取引をも把握している²⁷。

以上のような調査、アッセニヤさらには、小売市場であるカンポ・ディ・フィオーリ(Campo di Fiori)の小麦価格を基に、その年に収穫された小麦がローマに運ばれてくる9月に、公定価格(calmiere)が設定される。公定価格は小麦の買占め、投機あるいは地方での隠匿により、小麦価格が急騰するのを防ぐために設定・公示されており、飢饉時を除きアンノーナの購入価格や市場での取引価格と大きな差はない²⁸。

アンノーナによる直接的な市場介入の手段は、アンノーナ自身による小麦備蓄及び備蓄された小麦の売却である。大規模な飢饉の発生する1763年に至るまで、アンノーナの備蓄量は年間約40000rubbiaである。例えば1755年9月におけるアンノーナ以外の個人及び団体の保有するローマ市内の小麦の総計は40106rubbiaであるのに対して、同時期のアンノーナの小麦備蓄量は44948rubbiaであり、アンノーナの備蓄量はローマ市内全

体の備蓄量の半分以上を占めていたことが分かる²⁹。アンノーナは小麦を備蓄するだけでなく、毎年この小麦を 7scudi/rubbio という一定の価格で商人あるいはパン製造業者フォルニ(forni)に売却している。1750 年代のアンノーナの小麦売却量は平均すれば 20000rubbia 程度であるが³⁰、先ほど述べたようにアンノーナ以外の備蓄する小麦の量が 40000rubbia 前後であり、また 1000rubbia 以上の小麦を保有しているのは主に貴族や教会(ボルゲーゼ家、サン・ピエトロ大聖堂など)であり商人ではなかったことを考慮すれば³¹、アンノーナによる小麦購入、備蓄及び売却がローマの小麦市場に大きな影響力を与えていたことは想像に難くない。

アンノーナの市場介入の手段の中でもとりわけ重要な位置を占めるのが、パン製造者フォルニへの介入である。ローマでの小麦消費の 85 から 90 パーセント近くがパンによる消費であったと言われ³²、パン製造業者の規制はローマの小麦市場の安定に重要な意味を持っていたと考えられる。フォルニの同職組合(Università di Fornai)は、16 世紀半ばに結成されるとすぐに、アンノーナの強い統制下に置かれた³³。

まず、フォルニは許可なく開業することは禁じられており、開業には教皇の自筆署名が必要とされた。アンノーナの統制下にあるフォルニは、フォルニ・バヨッカンティ(forni bajoccanti)とフォルニ・デチナンティ(forni decinanti)の 2 つのタイプに区別されており、販売するパンの価格、品質及び重量もアンノーナによって決定されていた³⁴。

フォルニ・バヨッカンティは比較的質の低いパンを安価(1 bajocco)に下層民に売るパン製造業者であり³⁵、パンの重量は時代によって増減するものの約 8 から 10once であったと言われている³⁶。一方のフォルニ・デチナンティは比較的質のよいパンを高い価格で売るパン製造業者であり、ローマ市内における数は、フォルニ・バヨッカンティに比べて少ない³⁷。

アンノーナは前述したように統制下にあるパン製造業者に対して 7scudi/rubbio の価格で小麦を売却していたがその他にもア・リヌオヴォ(a rinnovo)と呼ばれる小麦貸付も行っている³⁸。この両者を合わせるとアンノーナは、毎年約 20000 から 30000rubbia の小麦をパン製造業者に供給していた計算になり、これはパン製造業者全体の小麦の需要の約 3 分の 1 に相当する³⁹。

上で見たような手段によって 1750 年代から 60 年代にかけては、小麦価格も 6scudi/rubbio 台後半で推移しており⁴⁰、アンノーナの市場コントロールは全体として成功していたと言うことができる。

以上で見てきたように、18 世紀半ばのアンノーナはアンノーナ管轄地域からローマへと小麦を集め小麦供給を確保する一方、ローマ市内では小麦の備蓄やフォルニへの統制などによりローマの小麦価格を安定させようとしていた。18 世紀半ばのアンノーナはアンノーナ管轄地域の小麦生産の安定にも助けられ⁴¹、この目的をほぼ果たしていたと言える。同時にアンノーナ自身の累積収支も小麦価格の安定にも支えられ 1764 年までは黒字で推移している⁴²。

2. 1763 年以後の変化

18 世紀半ばまでのローマへの小麦供給は前章で見たように比較的安定していたのに

対し、18世紀後半のローマは度々の飢饉に悩まされることになる。1763年から1767年にかけて起こった飢饉を嚆矢として、1779年から1782年まで、また1793年から1795年にかけてもそれぞれ飢饉が発生している。特に1763年から1767年にかけての飢饉は、イタリア半島全体を襲った大規模なものであり、教皇国家にも大きな影響を与え、アンノーナにとっても転機であったとされる⁴³。

同時に、18世紀後半のローマにおいては小麦価格が上昇を続けている。飢饉に見舞われた時期は言うまでもなく、公定価格及びアンノーナの購入価格から明らかに平常時的小麦価格も7scudi/rubbio台後半で推移している⁴⁴。本章では、頻発する飢饉に対してアンノーナがどのように対応したのか、またこうした飢饉への対応や小麦価格の上昇がアンノーナの財政状態にどのような影響を与えたのかを検討したい。

まず飢饉時の緊急の手段として挙げられるのは、輸入及び移入という手段である。このうちマルケやロマーニャなどアンノーナ管轄地域外の教皇国家内からの移入は飢饉時に限らずしばしば行われているが⁴⁵、教皇国家外からの輸入は基本的に飢饉時に限られていた。輸入及び移入はアンノーナが直接行うのではなく、仲介の大商人を介して行われ、彼らによってローマまで運ばれてきた⁴⁶。アンノーナにとって大きな転機だったといわれる1763年から1767年までの飢饉では、アンノーナはエミーリア・ロマーニャやマルケとりわけフェッラーラやアンコナ(Ancona)といった港町の商人たちに小麦の買付けとローマ近郊の港町チヴィタヴェッキアまでの輸送を委託している⁴⁷。実際、こうした商人の一人ジュゼッペ・レープリ(Giuseppe Lepri)の仲介により1764年にはサルデニヤ王国から小麦8000袋の輸入に成功している⁴⁸。また、1764年から1765年にかけてブリュッセルから9scudi/rubbioで33117rubbiaの小麦を購入し、ロンドンやアムステルダム、ダンケルクからも小麦を輸入している⁴⁹。

だが、大商人を介したこのような輸入及び移入には、いくつかの大きな問題も存在した。第一の問題は、輸送コストの問題である。通常陸路よりも海路を使った方が、輸送コストは低く抑えられるが⁵⁰、湿気による品質の低下や私掠船の危険もあり輸送コストのかさむ陸路もしばしば用いられた⁵¹。アンコナからローマまで陸上と河川を経由した場合、ローマでの小麦価格は2倍に跳ね上がってしまう⁵²。第二の問題が確実性の問題である。1764年にはアンコナからチヴィタヴェッキアに向けて出発した船がマルタ人やシチリア人、ナポリ人の手に渡ってしまい、うち1隻はチヴィタヴェッキア近郊で難破している⁵³。また前述のサルデニヤ王国からの輸入の際も、ジェノヴァにおいて船積みを妨害されている。特に著名な例は1795年のフィリッキ(Filicchi)兄弟の例である。フィリッキ兄弟によってリヴォルノ(Livorno)で購入された小麦は、輸送の遅れによって必要とされた時期に届かず、またフランスの私掠船によって20パーセントの小麦を失い、品質も劣悪なものであった。1796年の収穫が予想よりも好調だったため、この小麦は結局ジェノヴァ、さらには最初の購入地リヴォルノにおいて安値で売却された。この一連の取引によってアンノーナは160000scudi近くの損失を出している⁵⁴。

以上のように、大商人を介した緊急の小麦の輸入・移入は、輸送の危険性や仲介商人の行動のため、アンノーナにとって必ずしも確実な方法ではなく、また一連の取引にかかる費用も高価だったと思われる。

小麦供給をより安定させるため、アンノーナがとったもう一つの方法はローマ市場への直接的な介入の強化である。小麦の輸入は緊急時の一時的な対応策に過ぎないが、ローマ市場への介入を強化するという政策は、飢饉の時以外にも続けられており、長期的に見れば緊急時の輸入以上にアンノーナに大きな影響を与えたと言えるだろう。

直接的な介入の強化の具体例として、第一に小麦購入量と備蓄量の増加が挙げられる。1750年から1759年にかけてアンノーナが購入した小麦の量は、年平均15825rubbiaに過ぎない。それに対し、1770年から1779年までの10年間にアンノーナが購入した小麦の年平均量は47533.6rubbiaに上り、2倍以上に増加している。これに伴いアンノーナの小麦備蓄量も増加している。1750年から1759年の平均が42788.8rubbiaであるのに対し、1770年から1779年の平均は82132.7rubbiaに上り、約2倍に増加している⁵⁵。その一方で、ローマへ供給された小麦の全体量及びローマでの製粉量は約130000rubbiaであり⁵⁶、18世紀後半も変わらずに推移している。つまり、小麦購入、備蓄、そしてこれから見ていく売却といったアンノーナの介入がローマ市場に与える影響力は18世紀後半に飛躍的に増大しているのである。

購入と備蓄同様に、アンノーナによる小麦売却も増加している。1750年から1759年までの10年間の平均は22650.7rubbiaであるのに対して、1770年から1779年までの10年間の平均は47852rubbiaであり、購入や備蓄の増加に応じて売却量も増大したことが分かる⁵⁷。こうしたアンノーナの小麦売却の最大の相手先は、アンノーナの統制下にあったフォルニである。1750年から1759年の間にアンノーナがフォルニに供給した小麦は年平均12234.6rubbiaであるのに対して、1770年から1779年にかけての平均は36215.875rubbiaに上り⁵⁸、アンノーナは特にフォルニに対して小麦を売却する一方、従来どおりパンの品質・重量・価格等を厳しく規制することで、都市民へのパンの供給を安定させようとしていたと考えられる。

だが、こうしたフォルニ保護の政策は、アンノーナに大きな負担を強いることになる。公定価格の推移やアンノーナの購入価格の推移から明らかなように、18世紀後半の小麦の実際の流通価格は、アンノーナが小麦を売却する際の固定価格7scudi/rubbioを上回る価格で推移している。小麦価格の上昇は単に飢饉の時期だけでなく平常時の小麦価格にも見られ、1750年代と1770年代の小麦価格を比較すると1rubbioあたりの小麦価格は約1scudiほど上昇しており、全般に7から8scudi/rubbioの間を推移している。さらに再度飢饉に見舞われた1779年には再び小麦価格は高騰し、アンノーナは10.51scudi/rubbioという高値で小麦を購入している。

こうした小麦価格の高騰に対処するため、1763-1767年の飢饉以降アンノーナはフォルニ以外に小麦を売却する場合には、実際の流通価格に近い価格で売却するという部分的な変化を見せてはいる。だが、フォルニに対しては都市民へパンを安定して供給するため7scudi/rubbioという購入価格より低い価格で小麦を売却し続けており、むしろアンノーナは飢饉に対応するためにフォルニへの売却量を増加させている⁵⁹。こうした小麦の売買による、購入価格と売却価格の差額は当然アンノーナが負担しなければならず、アンノーナの財政を逼迫させる大きな原因となっていく。

以上のように頻発する飢饉と小麦価格の上昇に対してとられた緊急の輸入・移入や市場介入の強化といった対策は必然的にアンノーナに負担を強いることとなる。1750年に

は 3129scudi だった小麦取引の赤字額は、1779 年には 1746094scudi に達している。小麦取引の赤字額が増大していくのと呼応するように、アンノーナ全体が抱える赤字額も、18 世紀後半を通して増大していく。1765 年にアンノーナ全体の累積収支は 145255scudi の赤字に転落、その後も赤字額は増大を続け、1779 年には 1109270scudi に達している⁶⁰。

3. ピオ 6 世の小麦供給政策

ジョバンニ・アンジェロ・ブラスキ(Giovanni Angelo Braschi)がピオ 6 世(在位 1775-1799)として即位した 1775 年は⁶¹、前章で見たようにアンノーナがローマの小麦供給にますます積極的に介入する一方、アンノーナの抱える負債が顕在化してきた時期でもあった。加えて、1779 年から 1782 年にかけてローマは再び飢饉を経験している。特にアンノーナ管轄地域での収穫量は、前年 1778 年の 407170rubbia から 1779 年には 253121rubbia へと激しく落ち込んでいる⁶²。こうした背景の下、ピオ 6 世は 1780 年代初頭に小麦供給に関連する政策を打ち出していったと考えられる。本章では、ピオ 6 世が打ち出した 1783 年のアグロ・ロマーノの耕地拡大の勅令の内容とその結果を中心に、ピオ 6 世の小麦供給政策を見ていきたい⁶³。

まずピオ 6 世はローマ市内の小麦市場・流通管理体制を見直している。前章で述べたように、1763-1767 年の飢饉を契機にアンノーナは小麦市場の管理に積極的に介入すると同時にアンノーナの負担も増加していく。例えば、ピオ 6 世期最初の飢饉である 1779 年の小麦売却量は 113564rubbia に達し、この年の小麦売買によって生じた赤字は 352147scudi であった⁶⁴。その中でも、フォルニへの定額での小麦売却は、パンの価格を安定させるために不可欠であると同時に、アンノーナにとっては大きな負担でもあった。

こうした状況の中、「ローマのフォルニ・バヨッカンティと自由なフォルニの位置づけについてのカメリレンゴの布告」(Editto del Cardinale Camerlengo sopra la destinazione dei Forni a bajocco, e dei Forni liberi della Città di Roma)が、1782 年に発布されている⁶⁵。この布告では、主に以下の二点が述べられている。第一に安価なパンを製造するフォルニ・バヨッカンティを従来どおりアンノーナの統制下に置き、パンの重量や品質、価格等を一定に保つこと。第二に、比較的良質かつ高価なパンを製造、販売してきたフォルニ・デチナンティを従来の厳しい統制から事実上開放し、重量や販売価格、品質に関する規制を撤廃することである。1782 年布告によってアンノーナはフォルニ・バヨッカンティへの統制を強め既存の小麦供給体制を堅持する一方、フォルニ・デチナンティをアンノーナの統制下から外すことによって小麦取引で生じる損失を部分的に軽減しようとした⁶⁶。

次に、ピオ 6 世が打ち出した政策がアンノーナ管轄地域内での小麦生産の増大である。その際、ピオ 6 世が特に小麦増産の対象としたのは、アンノーナ管轄地域の中でもローマに隣接し、伝統的に他のアンノーナ管轄地域とは区別されてきたアグロ・ロマーノである⁶⁷。

アグロ・ロマーノは、教会や貴族による大土地所有が支配的であり、土地集積の進んだ地域として知られる。大規模な農園のほとんどは教会あるいは貴族の所領であり、彼らは、自らの所有地をメルカンティ・ディ・カンパニーヤ(mercanti di campagna)と呼ばれる賃借人に一定期間賃貸する例もしばしば見られた⁶⁸。

18世紀を通じて、このアグロ・ロマーノにおける耕地面積の拡大は、常に議論され続けていた。既に18世紀初めにはフェルディナンド・ヌッツィ(Ferdinando Nuzzi)がまた18世紀半ばにはリドルフィーノ・ヴェヌーティ(Ridolfino Venuti)がそれぞれアグロ・ロマーノの耕作拡大のための政策を提案している⁶⁹。だが、こうした試みは十分な成果を挙げてこなかった。なぜなら、土地所有者や土地を借りるメルカンティ・ディ・カンパニーヤは小麦をはじめとする農作物の栽培から得られる利益よりも、牧畜業から得られる利益の方を重視し、牧草地を耕地に変えようとはしなかったからである⁷⁰。18世紀後半には小麦価格の上昇により耕地面積も若干増えているものの、アグロ・ロマーノの総面積約110000rubbiaに対して、毎年の耕作面積は約2000rubbiaに過ぎず、小麦収穫量も約100000rubbia程度であった⁷¹。

以上のような状況ではあるものの、ピオ6世はアグロ・ロマーノでの小麦増産政策を打ち出していく。既に即位から2年後の1777年には、アグロ・ロマーノに広がる湿地帯ポンティーナ沼(Paludi Pontina)の干拓をボローニャ出身のガエターノ・ラッピーニ(Gaetano Rappini)に命じている。ガエターノ・ラッピーニは水力学に長けた技術者であり、運河を掘ることでポンティーナ沼の水を取り除き、耕地として利用しようとした。この事業にはカメラ・アポストリカから合計約160000scudiの費用が捻出され、1780年には洪水に見舞われるものの、1791年には土地の払い下げが行われている⁷²。

だが、前述したように1779年から1782年にかけてのこの時期、飢饉が発生しており他のアンノーナ管轄地域同様にアグロ・ロマーノにおける小麦収穫量も減少している⁷³。こうしたより切実な小麦の需要に応えるために行われたのが、1783年のアグロ・ロマーノにおける耕地面積拡大政策なのである。

1783年のアグロ・ロマーノにおける耕地面積拡大政策に関しては、2つの法令が出されている。1783年1月25日に出された「アグロ・ロマーノの農園の耕作に際して遵守すべき規則を承認する我らが主にして教皇ピオ6世聖下の勅令」(Motu-Proprio della Santità di Nostro Signore PAPA PIO VI con cui viene approvato il Regolamento da tenersi nella Coltivazione delle Tenute dell'Agro Romano)は、教皇ピオ6世の名でこの政策の目的と目的を果たすために取られる方法とが述べられている。

一方、カメリレンゴが出した「1783年1月25日に決定されたる我らが主にしてよき統治者であらせられる教皇ピオ6世聖下の勅令の実施について発布されたアグロ・ロマーノにおける播種拡大についての布告」(Editto sopra L'Ampliazione della Sementa nell'Agro Romano, pubblicato in esecuzione del Motu proprio della Santità di Nostro Signore Papa Pio Sesto felicemente Regnante, segnato il dì 25 Gennaro 1783)には、アンノーナ長官とカメラ・アポストリカの委員が名を連ねており、1783年の勅令とほぼ同じ内容が繰り返されているが、1783年の布告は施行細則という側面が強くやや立ち入った実務的な事柄への言及が多い。本稿ではニコライが採録したテクストを用いて、目的及びそのための方法を簡潔に表明している1783年の勅令を主に検討していく⁷⁴。

1783年の勅令には、次のような記述がある。「それゆえ、我々はアンノーナ長官に以下のことを既に命じた、農業技術、特にアグロ・ロマーノの実際の耕作に精通し、大いに実りあるこの事業の中でうまく行動するための確実な教育を予め受けた人々をより多く選ぶと共に、彼らを慎重にアグロ・ロマーノの全農園に派遣し、必要な場合にはそれら各

農園に対して、耕作し続けることができるような新しい方法を決定させるようにと、…（後略）」⁷⁵。1783年の勅令の記述どおり、ピオ6世はこの勅令を出す以前から、農業に造詣の深いジュゼッペ・アルバーニ(Giuseppe Albani)をアンノーナ長官に任命し、彼の指導の下1777年から1782年にかけてアグロ・ロマーノの新しい土地台帳を作成させている⁷⁶。この土地台帳作成の目的は、1692年の土地台帳以来統一した土地台帳が作成されていなかったアグロ・ロマーノの正確な面積や土地所有を明らかにするという目的も存在した。だがそれ以上に1783年の土地台帳に特徴的なのは、現在耕地以外の目的に使われている土地や休耕地も含めて、耕地として利用可能であると思われる土地の面積を各農園ごとに割り出したこと、また土地の状況に応じて適切な耕作方法を決定したことである。1783年の土地台帳によれば、耕地として利用可能な土地はアグロ・ロマーノ全体の48.8パーセントとされた⁷⁷。

耕地として利用可能と判断された土地については、その土地の実情に応じた最適な耕作方法が指定され土地台帳に記載されている。1783年の勅令は、「（前略）…、毎年各農園でこの土地台帳に定められた場所及び面積を耕し、あるいは休耕させなければならない、…（後略）」⁷⁸。と述べ、1783年土地台帳に記載された面積及び耕作方法での耕作を義務付けている。この場合、土地台帳に指示された耕作方法とは4年ないし3年を1サイクルとする輪作であり、この農法はアグロ・ロマーノで18世紀から19世紀にかけて営まれていた農法と差はない⁷⁹。

だが、1783年の勅令を単純にアグロ・ロマーノの耕地拡大とそのための具体的な方法を指示した勅令と考えることはできない。

1783年の勅令の冒頭部分は以下のように始まっている。「神聖なる天命によって教皇の位と共に私（ピオ6世）に委ねられた我が俗世の統治にとっての最も重大な関心事のひとつは、我々の前任者たる至上の教皇たちのごとく、大いに必要とされる農業についての営みが保護されているかどうかを我々の全力を注いで見守るということである、このことはとりわけこの我々の街ローマの糧食を維持するためというだけでなく、我が臣民共通の利益のためなのである」⁸⁰。また、この後に次のような文章が続く、「（前略）…、我々は以下のことを目にしなくてはならない、目下のところ近隣の平原、特にアグロ・ロマーノの平原はその広さや本来の肥沃さによって当然耕作できると考えられているほどには十分に耕作されていないということを、…（中略）…、今回の試みはアグロ・ロマーノの耕作に限定しているが、それは我々がこのアグロ・ロマーノを特にローマへ供給するために割り当てられた土地だと考えているからである、…（後略）」⁸¹。

この2つの引用から明らかなように、1783年の勅令はアグロ・ロマーノの耕地拡大そのものを目的としていただけでなく、従来の小麦供給体制の中でアグロ・ロマーノに求められてきた役割つまりローマへの主たる小麦供給地という役割を再確認し、強化しようとする意図が窺える。

以上で見たように、1783年の勅令はアグロ・ロマーノの耕地面積を拡大させる一方、特定の耕作方法での耕作を強制することで、ローマへ大量かつ安定した小麦を供給しようとしたものだったと言える。

だが、1783年の勅令は期待されたような成果を上げなかつた。1783年に実際に耕作

された面積は 1796rubbia に過ぎず、それまでの年と大きな変化はない。その後も毎年 2000rubbia 程度が耕作されるのみであり、1783 年の勅令の前後で大きな変化が生じたとは言えない⁸²。

遅々として進まない 1783 年の勅令の目標実現のため、1780 年代半ばから 1790 年代にかけてフランチェスコ・ベルナーベイ(Francesco Bernabei)やアレッサンドロ・アレアンドリ(Alessandro Aleandri)、ドメニコ・カッリスティ(Domenico Callisti)、フランチェスコ・カケラーノ・ディ・ブリケラージョ(Francesco Cacherano di Bricherasio)らにより 1783 年の勅令の内容を実現させるための様々な方策が提案されている⁸³。

しかし、これらの提案は費用の問題もあり結局実行に移されることはなく⁸⁴、1783 年の勅令で義務付けられた耕作もほとんど実施されないままになる⁸⁵。ニコライは 1783 年の勅令の履行について以下のように述べている「(前略) …、そして耕地の不足は(1783 年から 1797 年までの 15 年間で) 89235.32rubbia に達し、(平均すれば) 一年では 5949.03rubbia となる」⁸⁶。ニコライの指摘するように 1783 年勅令は期待されたほどの成果を挙げることはなかったのである。

逆に、1793 年から 1795 年にかけてローマは再び飢饉に見舞われ、ローマの小麦価格は再び 9scudi/rubbio にまで高騰している⁸⁷。このため 1793 年から 1795 年の飢饉時、安価でありながら品質は一定であるバヨッコのパンの需要は急激に伸び、フォルニ・バヨッカンティの小麦消費量は 1794 年には 73123rubbia へと飛躍的に増加した。このようなバヨッコのパンに対する需要を賄うためアンノーナはフォルニへの小麦売却を増やすざるを得ず、同 1794 年には 84495.1rubbia を売却しており、2 年後の 1796 年には実に 91305rubbia を売却している。1790 年代のローマ市内での小麦製粉量が約 130000rubbia であることを考慮すれば、フォルニ・バヨッカンティが都市の小麦消費にどれほど的重要性をもち、またアンノーナがどれほどローマの小麦消費に深く関与していたのかが理解できるはずである⁸⁸。

だが、こうしたアンノーナの強い介入の結果として小麦取引の赤字は 1780 年代から 1790 年代にかけてますます増加していく。1780 年代から 1790 年代にかけて小麦価格は、飢饉の影響によりさらに高騰しており、約 8 から 9 scudi/rubbio である。アンノーナの小麦購入価格もほぼ同程度で推移している。この時期、公定価格およびアンノーナの購入価格がフォルニへの売却価格である 7scudi/rubbio 以下を記録した時期は一度もないが、アンノーナはフォルニへ小麦をほぼ定額で売り続けている⁸⁹。18 世紀後半の教皇国家ではインフレーションが進行しており一概に比較はできないが⁹⁰、1782 年には 2446590scudi だった小麦取引による累積赤字は、1796 年には 5171665scudi へと倍増している⁹¹。

また、小麦取引による赤字の増大に比例してアンノーナの財政赤字もピオ 6 世期を通じて増大していく。ピオ 6 世の即位した 1775 年のアンノーナの累積赤字は 853651scudi だったが、教皇国家崩壊直前の 1796 年には 3774368scudi へと累積赤字は膨らみ続けている。ピオ 6 世はこうした赤字に対処するため、教皇国家全般の財政を担うカメラ・アポストリカを通してアンノーナを支援しており、カメラ・アポストリカからアンノーナへの貸付は 1780 年代半ばの約 20000scudi から、1790 年代半ばには約 300000scudi にまで上昇している。また、カメラ・アポストリカからの直接の支援以外にも、ピオ 6 世は公債の発行、銀行を介した援助等の手段を講ずることによってその治世を通じて一貫してアンノ

一ナを維持し続けている⁹²。

結論

教皇国家の崩壊と再建を経た19世紀の初頭、ピオ6世の後任ピオ7世（Pio VII 在位 1800-1823）は小麦取引の自由化を認める。またアンノーナも改組されその権限を大幅に縮小された後、最終的には廃止される⁹³。だがこれまで見てきたように、ピオ6世期をアンノーナ廃止の試みの端緒と見ることは困難である。むしろ、ルヴェルの指摘したようにフォルニ・デチナンティの開放によるアンノーナの経費削減政策やカメラ・アポストリカ等を介した財政援助といった政策を取る事によって、ピオ6世はその治世を通じて既存の小麦供給体制を首尾一貫して維持しようとしていたと言えるだろう⁹⁴。そして本稿で分析したアグロ・ロマーノの耕地拡大の勅令も、既存小麦供給体制を維持していくとする諸政策の一環をなすものだったと言えるだろう。

《註釈》

¹ S. J. ウルフ著 鈴木邦夫訳『イタリア史 1700-1860』(法政大学出版局 2001年) 57-80, 169-174, 236, 239 頁。特にトスカーナ大公国の事例に関しては、O. Gori, Mercato e prezzi del grano a Firenze nel secolo XVIII, *Archivio storico italiano*(anno 147), 1989, pp. 525-623。またナポリ王国に関しては、奥田敬「《商業の自由》の理念と現実：アントニオ・ジェノヴェージと1764年「大飢饉」」『イタリア学会誌』第37号（1988年）17-41頁。

² D. Carpanetto e G. Ricuperati, *L'Italia del settecento crisi trasformazioni lumi*, Roma-Bari, 1986, pp. 32-33. 18世紀イタリアの穀物供給政策全般については、I. Fazio, I mercanti regolati e la crisi settecentesca dei sistemi annonari, *Studi storici*(31-3), 1990, pp. 655-692。

³ E. Piscitelli, *La riforma di Pio VI e gli scrittori economici romani*, Milano, 1958.

⁴ F. Venturi, Elementi e tentativi di riforme nello Stato pontificio del settecento, *Rivista storica italiana*(75-4), 1963, pp. 778-817; F. Venturi, 1764-1767: Roma negli anni della fame, *Rivista storica italiana*(85), 1973, pp. 514-543.

⁵ N. La Marca, *L'abolizione del vincolismo annonario nello stato della Chiesa*, Roma, 1988.

⁶ J. Revel, Le grain de Rome et la crise de l'annone dans la seconde moitié du XVIIIe siècle, *Mélanges de l'Ecole française de Rome. Moyen Age, Temps Modernes*(84), 1972, pp. 201-281.

⁷ D. Strangio, Di fronte alla carestia in età preindustriale, *Rivista di storia economica*(14-2), 1998, pp. 161-192. 及び Strangio, D., «Il pane controllato» un nuovo regolamento per l'annona di Roma, *Mélanges de l'Ecole française de Rome. Méditerranée et Italie*(112), 2000, pp. 589-613.

⁸ Revel, Le grain de Rome..., p. 272. ルヴェルはピオ6世が土地台帳を新たに編纂した事実に触れつつも、1783年の勅令そのものには言及していない。

⁹ 上記3巻の他、刊行されなかった第4巻も存在する。第4巻の内容は以下の文献に収録されている。A. Canaletti Gaudenti, *La politica agraria e annonaria dello Stato pontificio da Benedetto XIV a Pio VII*, Roma, 1947.

¹⁰ ニコラ・マリア・ニコライについては以下の文献を参照。Piscitelli, *La riforma di Pio VI*..., pp. 100-101, 224-230.

¹¹ ダル・パーネやルヴェルは、ニコライの史料を大部分用いつつも、他の史料と比較検討することでニコライのデータを適宜修正している。しかしながら、両者が修正しているのは、主に1763-1767年の間のデータであり、その差異もニコライのデータを使用不可能にするほどのものではない。Dal Pane, *Lo Stato pontificio e il movimento riformatore del Settecento*, Milano, 1959, pp. 573-575; Revel, Le grain de Rome..., p.224.

¹² アンノーナは専ら小麦のみを扱い、小麦以外の穀物については関与していない。また、アンノ

一ナの他に、グラーシャ(Grascia)と呼ばれる食肉及び食用油の供給を監督する機関が存在した。H. Gross, *Rome in the Age of Enlightenment*, Cambridge, 1990, pp. 175-195. 特にグラーシャに関しては pp. 187-195.

¹³ A. Caracciolo, I Bilani dello Stato ecclesiastico fra XVI e XVII secolo: Una fonte e alcune considerazioni, *Méthodologie de l'histoire et des sciences humaines. Mélanges en l'honneur de Fernand Braudel*, Toulouse, 1973, p. 99.

¹⁴ Gross, *Rome in the Age...*, p. 56.

¹⁵ Strangio, «Il pane controllato»..., pp. 590-592.

¹⁶ Revel, *Le grain de Rome...*, pp. 206, 226.

¹⁷ A. De Clementi, *Vivere nel latifondo: le comunità della campagna laziale fra '700 e '800*, Milano, 1989, pp. 23-24. 裏作として燕麦を一年栽培し、牧草地として一年ないし二年利用するという、三年または四年間を一サイクルとする輪作が行われている。

¹⁸ Revel, *Le grain de Rome...*, pp. 238-241. ただし、アンノーナ管轄地域内の港町チヴィタヴェッキア(Civitavecchia)由来とされる小麦の中には、輸入されたものが含まれている。

¹⁹ Revel, *Le grain de Rome...*, pp. 211-212. 特にアッセニヤに関しては *Dal Pane, Lo Stato pontificio...*, pp. 583-585.

²⁰ ベネデット14世の自由取引を認める勅令でも対象外とされており、この地域の小麦取引が自由化されるのにはピオ7世期を待たねばならない。輸出や地域間の取引を禁止する勅令は毎年公布され続けていた。 *Dal Pane, Lo Stato pontificio...*, p. 582.

²¹ Revel, *Le grain de Rome...*, p. 220.

²² rubbio (複数形では rubbia) は、面積及び体積の単位として使われており、体積の場合 1rubbio ≈ 294.46l であり、面積として使われる場合は 1rubbio ≈ 184.843a である。Revel, *Le grain de Rome...*, pp. 236, 279; Strangio, «Il pane controllato»..., p. 592. この箇所では、体積の単位として使われており、一般に成人一人が一年間に消費する小麦の量は 3/4rubbia とされている。 *Dal Pane, Lo Stato pontificio...*, p. 574.

²³ アンノーナ管轄地域内では小麦の栽培が支配的だが、山間部ではわずかに他の穀物を栽培していた。また1年にローマで製粉される小麦は平均 130200rubbia なのでこの時期は需要をほぼ満たしていると言える。ただし、この時期は例外的に収穫量の多い時期である。Revel, *Le grain de Rome...*, pp. 226-227.

²⁴ トラッタと小麦の輸出については、 *Dal Pane, Lo Stato pontificio...*, pp. 557-607.

ダル・パーネがトラッタを収穫量の把握を困難にする原因の一つであると否定的に捉えているのに対し、ルヴェルは小麦価格の急激な下落を防ぐ手段であったと肯定的に捉えている。Revel, *Le grain de Rome...*, pp. 212-213. またトラッタによる輸出・移出も飢饉の時には禁止されている。Venturi, 1764-1767: Roma..., pp. 515-516.

²⁵ Revel, *Le grain de Rome...*, pp. 211, 220-221, 227-228.

²⁶ 飢饉時には、地方の小麦不足が原因となりローマへの一時的な人口流入が起きたため、1764年にはローマに流入した周辺地域の人口を強制的に送還する措置も取られている。1765年のローマでは小麦 1rubbio に対して 8 から 9scudi が相場だったのに対して、アンノーナ管轄地域内のサビナ地方では 10 から 11scudi が相場であった。Venturi, 1764-1767: Roma..., pp. 530-531, 533. また、飢饉時には地方からローマの市場に小麦を買戻しにくるわずかながら例もあった。Revel, *Le grain de Rome...*, p. 247.

²⁷ Revel, *Le grain de Rome...*, pp. 214-215, 239-241.

²⁸ Revel, *Le grain de Rome...*, pp. 258-261, 264-265.

²⁹ Revel, *Le grain de Rome...*, p. 237, 252. フォルニへの小麦貸付(a rinuovo)はほぼ滞りなくアンノーナに返還されており、アンノーナの備蓄と考えても支障ないため、フォルニへの小麦貸付もアンノーナの備蓄量として換算している。

³⁰ Revel, *Le grain de Rome...*, pp. 254-256.

³¹ Revel, *Le grain de Rome...*, p. 252.

³² J. Revel, Les priviléges d'une capitale: L'approvisionnement de Rome à l'époque moderne, *Mélanges de l'Ecole française de Rome. Moyen Age, Temps Modernes*(87), 1975, pp. 465-466.

³³ Revel, *Le grain de Rome...*, p. 215.

³⁴ 上記の2つのタイプの他に、forni liberi や fornì privilegiati といったアンノーナの支配下にないフォルニも僅かながら教皇自筆文書から確認される。Strangio, «Il pane controllato»..., p. 601.

³⁵ Gross, *Rome in the Age...*, p. 142. 1scudo=10paoli=100bajocchi

³⁶ oncia (複数形では once) は重量単位であり、12once=1libbra=339.072g である。Strangio, «Il pane controllato»..., p. 592.

³⁷ Strangio, «Il pane controllato»..., pp. 594-606. ローマ市内のフォルニ・バヨッカンティの数は、1755/1756時点では66軒だったとされている。一方のフォルニ・デチナンティは1754年から1756年まで11軒が存在した。

³⁸ Revel, *Le grain de Rome...*, p. 236. アンノーナはこの制度を用いることで、備蓄している小麦を低いリスクで循環させることができた。

³⁹ Revel, *Le grain de Rome...*, p. 262. 残りの需要は市場に求められた。また、アンノーナはフォルニへ小麦を売却する一方で、フォルニから製粉税(tassa sul macinato)を徴収していた。Strangio, «Il pane controllato»..., pp. 597-598.

⁴⁰ Revel, *Le grain de Rome...*, p. 261.

⁴¹ N. M. Nicolaj, *Memorie, leggi, ed osservazioni sulle campagne e sull'annona di Roma*, Roma, 1803, vol. 3, pp. 142-145.

⁴² Revel, *Le grain de Rome...*, p. 268. 1750年代を通して、約300000から400000scudi の累積黒字を保っている。ただし、小麦取引の累積収支は早くも1750年代には赤字に転落している。

⁴³ Venturi, 1764-1767: Roma..., pp. 514-543.

⁴⁴ Revel, *Le grain de Rome...*, p. 261.

⁴⁵ Revel, *Le grain de Rome...*, p. 229. 例えば、アンコーナの大商人フランチェスコ・トリオーンフィ(Francesco Trionfi)はアンコーナで1747年と1749年にそれぞれ20000rubbiaと26000rubbiaをアンノーナに代わって購入し、ローマに送り届けている。Dal Pane, *Lo Stato pontificio...*, p. 572-575, 577.

⁴⁶ Revel, *Le grain de Rome...*, p. 230.

⁴⁷ Venturi, 1764-1767: Roma..., p. 524. アンコーナは背後に小麦生産地マルケを抱えていただけでなく、1732年クレメンテ12世(Clemente XII)によって自由港に指定され、物資の集積地として機能していた。Dal Pane, *Lo Stato pontificio...*, pp. 570-571.

⁴⁸ Venturi, 1764-1767: Roma..., pp. 525-526.

⁴⁹ Venturi, 1764-1767: Roma..., pp. 532-533. 北ヨーロッパの小麦は翌年の1765年から1766年にかけてローマに到着した。

⁵⁰ Revel, *Le grain de Rome...*, p. 235. アンコーナからローマまでの輸送コストは、海路では1.70scudi/rubbio であり、ローマでは6から9scudi/rubbiaで販売されている。

⁵¹ 水上輸送の結果湿気を含んだ小麦は重量を増し、製粉に適さなくなる場合もあった。Strangio, «Il pane controllato»..., p. 596; Revel, *Le grain de Rome...*, p. 235. 特にナポリ王国の私掠船を警戒している。Venturi, 1764-1767: Roma..., p. 524.

⁵² Nicolaj, *Memorie...*, vol. 3, pp. 147.

⁵³ Venturi, 1764-1767: Roma..., p. 524.

⁵⁴ Revel, *Le grain de Rome...*, p. 233. この取引による損失は1rubbio当たりでは12scudiにのぼる。

⁵⁵ Revel, *Le grain de Rome...*, p. 237.

⁵⁶ Revel, *Le grain de Rome...*, p. 245. この製粉量は18世紀後半を通じてほぼ変わらない。

⁵⁷ Revel, *Le grain de Rome...*, p. 255.

⁵⁸ Nicolaj, *Memorie...*, vol. 3, pp. 142-145. フォルニへの小麦貸付も含む供給量である。この時期は18世紀前半でもとりわけアンノーナからの供給量の少なかった時期である。また、1773年と1777年のフォルニへの供給量は、ニコライの史料から欠落していたため、1770年から1779年にかけての平均供給量を計算する際には1773、1777年の両年は除外した。

⁵⁹ Revel, *Le grain de Rome...*, p. 269.

⁶⁰ Revel, *Le grain de Rome...*, p. 268. 既に1764年、カ梅ルレンゴの決定により25000scudiをアンノーナに援助している。Venturi, 1764-1767: Roma..., p. 526.

⁶¹ クレメンテ13世の下で収入役(Tesoriere)を務めた経験を持つピオ6世の改革は、国内市場の統一、税制の簡素化といった比較的温和な内容であったと言われている。S. J. ウルフ 前掲書

244-248 頁。

⁶² Nicolaj, *Memorie...*, vol. 3, pp. 144-145. 表 1 参照

⁶³ ピオ 6 世の農業政策やアンノーナ政策を含む小麦供給政策については、以下の文献を参照。

Piscitelli, *La riforma di Pio VI...*, pp. 88-103; C. De Cupis, *Le vicende dell'agricoltura e della pastorizia nell'Agro Romano. L'annona*, Roma, 1911, pp. 330-347. ピオ 6 世の農業政策は同時代の著作家たちの影響を受けつつ、教皇自身の主導の下に実施されたものとされている。

⁶⁴ Revel, *Le grain de Rome...*, pp. 255, 268.

⁶⁵ Piscitelli, *La riforma di Pio VI...*, pp. 93-94; La Marca, *L'abolizione del vincolismo...*, pp. 234-237.

ピシテッリやラ・マルカはピオ 6 世期をピオ 7 世によるアンノーナ廃止の前段階と捉え、既にピオ 6 世期からアンノーナ廃止の試みは開始されていたとしている。その際に、論拠として挙げられるのがこの 1782 年布告であり、この布告はアンノーナの権限縮小によって、自由経済を浸透させようとしたのだとしている。

⁶⁶ Revel, *Le grain de Rome...*, pp. 272-273.

⁶⁷ ディストレットでも 1780 年以後小麦集積を強化している。Revel, *Le grain de Rome...*, p. 271.

また、アグロ・ロマーノの正確な領域については、Nicolaj, *Memorie...*, vol. 2 の巻末の地図を参照。

⁶⁸ A. D'Alessandro, *Le tenute dell'Agro Romano alla fine del secolo XVIII. Economica e storia*(16), 1969, pp. 27-37. また、ここで述べられている rubbio とは体積単位ではなく面積単位である。

⁶⁹ Venturi, *Elementi e tentativi...*, pp. 778-779, 787-788.

⁷⁰ D'Alessandro, *Le tenute dell'Agro Romano...*, p. 34. 18 世紀全般におけるアグロ・ロマーノの状態については、Gross, *Rome in the Age...*, pp. 152-174.

⁷¹ Nicolaj, *Memorie...*, vol. 3, pp. 142-145; Gross, *Rome in the Age...*, p. 157. ここで rubbia は、前二者が面積単位、後者が体積単位である。

⁷² De Cupis, *Le vicende dell'agricoltura...*, pp. 345-347; Piscitelli, *La riforma di Pio VI...*, pp. 100-101. ただし、この干拓も結局は部分的なものに留まっている。周知のようにローマ周辺の干拓事業が完成されるのは 20 世紀のことである。

⁷³ Nicolaj, *Memorie...*, vol. 3, pp. 142-145. 1778 年の収穫量 97423rubbia に対して、1779 年の収穫量は 45655rubbia であり、アグロ・ロマーノでの小麦の収穫量はほぼ半減している。

⁷⁴ Nicolaj, *Memorie...*, vol. 1, pp. 306-317.

⁷⁵ Nicolaj, *Memorie...*, vol. 1, p. 308.

⁷⁶ Revel, *Le grain de Rome...*, p. 272; De Cupis, *Le vicende dell'agricoltura...*, pp. 333-340.

⁷⁷ D'Alessandro, *Le tenute dell'Agro Romano...*, p. 37; De Cupis, *Le vicende dell'agricoltura...*, p. 333.

⁷⁸ Nicolaj, *Memorie...*, vol. 1, p. 309.

⁷⁹ De Clementi, *Vivere nel latifondo...*, pp. 23-24. 19 世紀後半のアグロ・ロマーノの農業形態については、堺憲一「南部農業の構造」同『近代イタリア農業の史的展開』(名古屋大学出版会、1988 年) 119-152 頁。

⁸⁰ Nicolaj, *Memorie...*, vol. 1, p. 306.

⁸¹ Nicolaj, *Memorie...*, vol. 1, pp. 306-307.

⁸² Nicolaj, *Memorie...*, vol. 3, pp. 142-145; Revel, *Le grain de Rome...*, pp. 277-281.

⁸³ La Marca, *L'abolizione del vincolismo...*, pp. 247-249. 特にカケラーノ・ディ・ブリケラージュについては、F. Venturi, Nota introduttiva: Francesco Cacherano di Bricherasio, *illuministi italiani: Riformatori delle antiche repubbliche, dei ducati, dello Stato pontificio e delle isole*, Milano; Napoli, 1965, pp. 585-600.

⁸⁴ ニコライはカケラーノの政策の有効性は認めつつも、多額の費用が必要になるため現実性のない意見だと批判している。実際、1780 年代後半から 90 年代にかけては国家財政が逼迫し始めている。Piscitelli, *La riforma di Pio VI...*, p. 91.

⁸⁵ Nicolaj, *Memorie...*, vol. 3, p. 148.

⁸⁶ Nicolaj, *Memorie...*, vol. 3, p. 148.

⁸⁷ Revel, *Le grain de Rome...*, pp. 255, 261.

⁸⁸ フォルニ・バヨッカンティの小麦消費量に関しては、Strangio, «Il pane controllato»..., p. 610 のデータを用い、アンノーナのフォルニへの小麦供給量とローマ市内での小麦製粉量に関しては、Nicolaj, *Memorie...*, vol. 3, pp. 144-145 のデータを用いた。

⁸⁹ Revel, *Le grain de Rome...*, p. 261. 1780 年代からアンノーナからフォルニへの売却価格は若干値上がりしているが、売却価格のわずかな上昇はアンノーナにとって大きな意味を持っていたとは言えない。むしろ全体としては固定価格での売却という政策を堅持していたと考える方が妥当である。

⁹⁰ Gross, *Rome in the Age...*, pp. 145-147.

⁹¹ Revel, *Le grain de Rome...*, p. 268.

⁹² Revel, *Le grain de Rome...*, pp. 268, 274. ただし、前述したようにこの時期インフレーションが進行していた。この時期のカ梅ラ・アポストリカに関しては、Caracciolo, *I Bilani dello Stato...*, pp. 99-102; Gross, *Rome in the Age...*, pp. 119-123.

⁹³ La Marca, *L'abolizione del vincolismo...*, pp. 253-254; Revel, *Le grain de Rome...*, p. 276.

⁹⁴ Revel, *Le grain de Rome...*, pp. 272-275.